

令和二年五月二十九日提出
質問 第一一五号

賭け麻雀の賭博性に関する質問主意書

提出者 岡本充功

賭け麻雀の賭博性に関する質問主意書

法務省の東京高検検事長が賭け麻雀をしていたと報道され辞職した。以下の見解を問う。

法務省は衆議院法務委員会で以下の答弁をした。

「旧知の間でレートはいわゆる点ピン。具体的に申しますと千点を百円と換算されるものでございまして、もちろん賭け麻雀は許されるものではありませんが、社会の実情を見ましたところ、必ずしも高額と言えないレートでした。」と答弁した。

そこでこの答弁について問う。

一 現金を賭けて麻雀をすることは金額の多寡によらず賭博罪となるか。

二 法務省において聴取した結果、黒川前東京高検検事長の行っていた賭博の常習性の有無はどのように判断したのか。もしくは常習性については聴取していないのか答弁を求める。

三 「旧知の間で」行われた現金を賭けた麻雀と「知らないものとの間で」行われた現金を賭けた麻雀とは賭博罪の犯行様態の悪質性に差があると考えられるか。「旧知の間で」とは具体的にどの範囲の者を指すのか明示願いたい。この問いについて「一概に言えない」と答弁するのであれば例えば「名前と顔を知

っている間柄」であればもしくは「生計を同一とする親族間」であれば「旧知の間」となるのか見解を問う。

四 賭け麻雀の「レート」が高額であるか否かは賭博罪の犯行様態の悪質性に差を生じると考えるか。また犯行結果の大小に関わるものと考えるか。

五 「必ずしも高額とは言えない」とほどの程度の現金授受を指すのか。また、千点を二百円と換算されるものは必ずしも高額とは言えないレートなのか見解を問う。この問いについて一概にはお答えが出来ないとするのであれば、なぜ「千点を百円に換算されるもの」についてのみ「必ずしも高額とは言えない」との見解を示せるのか答弁を求める。

六 五月二十五日の総理の会見で「黒川氏の処分については五月二十一日に法務省から検事総長に対し、調査結果に基づき訓告が相当と考える旨を伝え、検事総長においても訓告が相当であると判断して、処分したものと承知しています。」と述べている。「検事総長においても訓告が相当であると判断」する前に法務省もしくは検察庁職員から直接もしくは内閣総務官室などを通じて間接に総理、官房長官、総理補佐官、さらには総理秘書官や官房長官秘書官に対して訓告が相当と考える旨もしくは処分の考え方について

の情報が伝えられたことがあったのか答弁を求める。人事及び処分に関することであり明らかにできないとするのであれば、法務省及び検察庁職員と検事総長の間の情報の提供のタイミングや訓告決定の過程を公表しながら、法務省と総理、官房長官、総理補佐官、総理秘書官、官房長官秘書官との間の情報提供について答弁をしない理由を求める。

七 五で問うところの「検事総長においても訓告が相当であると判断」する前に総理、官房長官、総理補佐官、総理秘書官、官房長官秘書官から直接もしくは内閣総務官室などを通じて間接に法務省もしくは検察庁職員に黒川氏の処分について訓告が相当と考える旨もしくは処分の考え方についての意見が伝えられたことがあったのか答弁を求める。人事及び処分に関することであり明らかにできないとするのであれば、法務省検事総長との間の情報の提供のタイミングや訓告決定の過程を公表しながら、法務省及び検察庁職員と総理、官房長官、総理補佐官、総理秘書官、官房長官秘書官との間の情報提供について答弁をしない理由を求める。

八 東京高検検事長に対する任命権者は内閣であるが、国家公務員法上の懲戒処分の決定権は内閣にあるか答弁を求める。内閣にあるとするのであれば今月、東京高検検事長に対する懲戒処分をするかどうかを内

閣において検討した上で行わないことは内閣で決定したと理解してよいか答弁を求める。

九 人事院が示した「懲戒処分の指針について」（平成十二年三月三十一日職職一六八、最終改定令和二年四月一日職審一三三二）に「各省庁におかれては、本指針を踏まえて」と書かれているがここでいう「各省庁」に内閣は含まれるのか答弁を求める。

右質問する。